

21世紀福祉ビジョン

～ 少子・高齢社会に向けて～

平成6年3月28日
高齢社会福祉ビジョン懇談会

はじめに

我が国は今日、大きな転換期を迎えている。

国際的には、冷戦構造の終焉後、新しい国際秩序が模索されている段階にあり、国内的には、バブル崩壊後の経済停滞の中で、戦後の経済社会全体の構造改革が迫られている。

また、21世紀に向けて、急速に到来する少子・高齢社会への対応も国民的な課題となっている。

このような状況において、国民一人一人が安心して、真に幸福を実感できる福祉社会の実現を図っていくためには、今後我が国が目指すべきビジョンを明らかにし、それに向かって大胆かつ着実な前進を

図っていくことが必要となっている。

本懇談会は、少子・高齢社会の到来を控え、国民生活に関連の深い社会保障を中心に、雇用、住宅・まちづくり、教育政策等を含めた総合的な福祉ビジョンについて、今般取りまとめを行った。

今後、この報告を基に、国民の間で幅広い議論が行われるとともに、関係省庁の連携協力の下、国民が安心できる活力ある明るい福祉社会の建設に向けて、この報告に示した方向性に沿った施策の着実な前進が図られていくことを強く期待する。

1 我が国の社会保障の現状と課題

(1) 社会保障の現状

我が国の社会保障制度は、戦後の混乱と復興への息吹の中で相次いで創設され、その後も、時代々々の多くの人々の努力により、その時々々の社会保障ニーズに対応した制度の整備や施策の推進が図られ、発展を遂げてきた。

すなわち、昭和20年代においては、救貧・防貧対策、伝染病対策等を中心とし、昭和30年代には国民皆年金・皆保険の創設、40年代には給付の充実、50年代以降は、制度の安定化、効率化に向けて、様々な努力が払われ、現在に至っている。

今日、我が国の社会保障制度は、出生から死亡までの人の一生涯にわたって、病気やけが、障害、育児、失業、所得の喪失など、およそ社会的な援助を必要とする事態をほぼ網羅的にカバーするに至っている。

その内容も、現役勤労者の年収の4割程度を支給する年金、全国どこでも適度の負担で受けられる高水準の医療など、国際的に見ても相当な水準を達成している。

これらは、欧米諸国に比べて高い三世同居率、所得水準の向上、資産の蓄積等とも相まって、国民生活の安定基盤を形成してきた。

一方、福祉については、戦後、低所得者や要援護者を中心として制度が形づくられ、今日まで多くの成果を収めてきているが、今後、家族の小規模化や企業などで働く女性の増加等に伴い、高齢者介護や育児等を中心としてニーズが増大してくることから、こうした福祉サービスの一般化、普遍化という要請に適切に応えていくことが必要となっている。

(2) 社会経済構造の変動と社会保障の課題

今後、我が国では、少子化、高齢化が急速に進行し、21世紀初頭には人口減少型社会に移行することが予測される。また、社会保障を取り巻く社会経済構造も大きく変化していくものと見込まれる。

こうした社会においても社会保障を安定的に機能させていくためには、社会経済の構造変化に対応した社会保障制度の再構築を進めていく必要がある。

このビジョンは、こうした基本認識に立ち、少子・高齢社会における社会保障の全体像、主要施策の基本的方向、財源負担の在り方等について、中長期的な方向性を示したものである。

なお、施策の中には、実現に時間を要するものや緊急度の高いものもあるので、これらについてはできるだけ早く実現に向けて取り組んでいく必要がある。

ア 人口構造

平均寿命の伸びに伴い、高齢人口が大幅に増加する一方、女性の目覚ましい社会参画、晩婚化・非婚化などにより、今後一層の少子化が進行していくことが予測される。

我が国は、20世紀において総人口がおよそ3倍になるという急激な人口増加の時期を経験したが、21世紀には、逆に人口減少型社会の到来という未だかつてない状況に直面することとなる。

イ 家族構造

核家族世帯や一人暮らし・夫婦のみの高齢者世帯が増加する一方、三世帯世帯は減少するなど家族の多様化、小規模化が進行しつつある。

こうした状況の中で、これまで、家庭の中で担われてきた介護、育児機能が低下し、社会保障需要として今後ますます顕在化してくる。

ウ 就業構造

戦後の産業構造の変化の中で、第一次産業従業者が大きく減少し、第二次・第三次産業従業者が増加するなど、サラリーマン化が進行してきている。

また、結婚・出産後も企業などで働き続ける女性や、子育て後再就職する女性が増加している。

こうした状況に対応し、今後は、共生型社会の実現を目指して、男性と女性がそれぞれの個性や能力を活かし、仕事と育児・介護等を含めた家庭生活との両立が図れるような社会経済の仕組みを築いていくことが重要である。

サラリーマン化の進行、女性の社会参画など、国民皆年金・皆保険が達成された昭和30年代当時、社会保障が背景としていた就業構造が大きく変化してきており、これに対応して、社会保障の面でも制度的対応を図っていくことが必要となっている。

エ 生活構造

所得水準の大幅な向上や貯蓄等の資産の増加により、豊かで元気な高齢者が増加してきており、これまで社会的弱者とみられがちであった高齢者像が幅のあるものとなってきている。

週休二日制の普及など労働時間短縮に伴い、今後生涯時間に占める労働時間の割合が縮小していくことに対応し個人の自由時間も大幅に増加し、一人一人の多様な価値観に基づく生活を実現できる可能性が高まりつつある。

現時点では、現役世代は働きすぎで、育児・介護や地域活動、高齢期に備えた能力開発を行う時間もない一方、高齢者は働く意欲があっても雇用機会が少なく、自由時間を持って余すなど世代間で大きなアンバランスがみられるが、今後世代間の雇用機会の再配分が大きな課題となりつつある。

オ 地域構造

戦後の経済発展の過程を通じて、人口の大都市への集中と、その一方で地方の過疎化、高齢化が進行してきた。

現在は、地方の高齢化が都市部に先んじて進んでいるが、人口の集中した都市部の高齢化対策も大きな課題となりつつある。

今後における地域の人口の動向や家族形態の変化、高齢者の居住志向等も視野に入れながら、地域特性

に即した施策の発展を図っていく必要がある。

(3) 社会保障に関する国民意識

今日、年金、医療、福祉などが国民生活の中で果たす役割が増大してきていることに対応し、社会保障に対する国民の期待はますます大きく、ニーズも多様化してきており、こうした傾向は今後も一層高まっていくものと考えられる。

現在、国民の多くが年金や医療などの社会保障に高い評価をする一方、なお国民の8割程度が老後に

不安を感じており、その最大のものは、「寝たきりや痴呆などになった時にどうするか」という不安である。

また、子育てについての様々な不安や負担感もみられる。

様々な福祉活動への参加意欲や社会への貢献意識が高まりつつあるとともに、社会保障への期待の高まりに対応し、社会保障の充実のための負担についても理解を示し、これを容認するという者の割合が大幅に増加するなど、国民意識の変化がみられる。

2 少子・高齢社会における社会保障の全体像

(1) 基本的考え方

21世紀の少子・高齢社会の姿については、

少子化・高齢化が経済の発展を停滞させ、現世代の重い負担と相まって、活力のない社会となるという見方がある一方、

労働力人口の減少等を技術革新や高齢者・女性の雇用増等でカバーし、高い所得や豊かな経済的・文化的ストックなどに支えられて、多様・高度な社会となる、という見方もある。

我が国が世界でもトップクラスの高齢社会となっていく大きな要因は、医学・医術の進歩、衛生・生活水準の向上等によってもたらされた平均寿命の伸びであり、こうしたかつてなかったほどの長寿を享受できるのは、現在の人類のうちごく少数に限られているということに、あらためて思いを致してみることが必要である。

将来についての安易な楽観は戒めなければならないが、「高齢化が活力に結びつく明るい社会を構築する」という基本理念の下に、社会経済全体のシステムを少子・高齢社会にふさわしいものにつくり替えていくことにより、21世紀に向けて国民誰もが安心して生活し、子どもを持ち、年をとることのできる、また、長寿国に生まれ育った幸福感をもつことのできる福祉社会を築いていくことが必要である。

その際、目指すべき福祉社会像として、公的保障中心の高福祉・高負担型福祉社会、自助努力中心の低福祉・低負担型福祉社会、中間型の福祉社会のいずれを選択するかが重要な課題となるが、我が国と

しては、公民の適切な組み合わせによる適正給付・適正負担という独自の福祉社会の実現をめざすことが、国民のコンセンサスを最も得やすい方向ではないかと考えられる。

また、こうした福祉社会においては、何よりも、生涯を通じて元気である限り、働き、楽しみ、社会に貢献するという、「自立した個人」の形成を重視するとともに、自立が困難になった場合においては、個人の尊厳に立脚しつつ、家族、地域組織、企業、国、地方公共団体等社会全体で支える自助、共助、公助のシステムが適切に組み合わせられた重層的な福祉構造としていくことが必要である。

その中で、社会保障は、適度の経済成長や物価安定、雇用安定を図るための政策努力と相まって、国民生活の安定基盤としての役割を發揮することが強く求められる。

ことに今後、人口構造、家族構造、就業構造の一層の変化、特に規制緩和等による雇用を巡る様々な変化が見込まれる中で、社会全体の安定要素（セーフティ・ネット）としての社会保障の役割が一層高まることを考えると、国民生活の安定基盤としての社会保障制度の構築に向けて、今のうちから準備を進めておくことが必要である。

こうした社会保障は、各種の給付やサービスの提供などを通じて、個人や家族の生活安定に資するとともに、社会・経済全体としても内需の喚起や雇用創出、労働者の勤労意欲の向上などに大きく資するという面も有しており、こうした点からも、社会保障の役割は、一層重要になっていくものと考えられ

る。

(2) 少子・高齢社会における社会保障の姿

ア 公正・公平・効率性の確保

社会保障は、国民一人一人の自立と社会連帯の意識に支えられた所得再分配と相互援助を基本とする仕組みである。

今後とも社会保障がその真価を十全に発揮していくためには、これを支える国民の積極的意思と合意形成が重要であり、そのためには、国民の自立と参加を基盤として、世帯間や制度間、負担者と受益者間を通じて公正・公平が確保された制度としていくことが必要である。

また、社会保障制度は、広範な国民負担によって支えられ、かつ国家予算にも比肩し得るような巨額の資源を配分する制度であることから、その使途や実施体制において無駄がないよう、真に国民のニーズに即したでき得る限り効率的なシステムであることが必要である。

イ 年金、医療、福祉のバランスのとれた社会保障の給付構造の実現

我が国では、現在、年金、医療が社会保障給付費の大宗（約9割）を占め、介護や児童家庭対策等を含めた福祉等のシェアは1割程度である。

これまでの趨勢を前提とすれば、福祉等のシェアは将来に向けて更に低下することが予測される。

少子・高齢社会に適した社会保障とするためには、年金、医療制度の長期的安定を図るとともに、高齢者介護や雇用、子育て等の需要に対応した対策の充実が必要である。

現在、年金、医療、福祉等の給付構造はおよそ5：4：1の割合となっているが、今後、社会保障給付費全体が増大していく中において、年金制度の安定化、医療制度の安定化・効率化を図るとともに福祉等の水準を思い切って引き上げることにより、そのバランスをおよそ5：3：2程度とすることを目指して、年金、医療、福祉等のバランスのとれた社会保障へと転換していくことが必要である。

ウ 雇用政策、住宅政策、教育政策等関連施策の充実・連携強化

年金・医療、福祉といった社会保障が、その本来の役割を果たしていくためには、広く関連する分野の取組みを強化し、相互の連携を確保する必要がある。

具体的には、

高齢者、障害者、女性が働く意欲、能力を十分発揮できるような雇用システムや、育児・介護と両立し得る雇用システムの確立

高齢者や障害者に配慮した住宅の整備や子どもを持つ中堅層の居住水準の向上など、住宅対策の充実

高齢者、障害者、子どもたちが共に安全にかつ安心して暮らすことのできるまちづくり、交流の促進、生活や文化の伝承

子どもの自立と創造性を育むような教育の推進に向けて、それぞれの取組みを充実、強化するとともに、関連する省庁間において、不断の情報・意見交換や政策形成に向けての議論を展開し、相互に連携のとれた施策を推進していくことが重要である。

エ 自助、共助、公助の重層的な地域福祉システムの構築

個人の自立を基盤とし、国民連帯でこれを支えるという「自立と相互扶助」の精神を具体化していくためには、地域社会が持つ福祉機能を拡充、強化していくことが重要であり、地域を基盤とし、個人や家庭、地域組織・非営利団体、企業、国、地方公共団体などが各々の役割を果たす、総合的な保健医療福祉システムを確立していくことが必要である。

その際公的部門は、地域のシステムづくり、必需的なサービスの確保、インフラ整備、人材の養成確保等について中心的な役割を果たすべきである。

また、住民に身近で気軽に安心して利用できる保健医療福祉に関する総合的相談体制や、サービスのネットワーク、地域の情報発信体制を整備すべきである。

公的部門における国と地方の関係については、住民に身近なサービスについては、できるだけ市町村を中心として、一元的、計画的に実施ができる体制に移行するとともに、福祉面での規制緩和を含め、そのための基盤整備を行うことが必要である。

こうしたことにより、今後それぞれの地域の実情

に即した創意工夫に基づく多様な施策の展開が図られることとなる。

地域に密着した総合的・効率的な地域保健医療福祉システムの整備や住民の需要に即したサービスの充実等を図っていく上で、地方公共団体の役割は大きいものがあり、今後その重要性は一層高まっていくものと考えられる。

なお、サービスの提供機関については、機動的・弾力的なサービスの確保を図る観点から、民間部門の活用によるサービスの提供を促進していくべきである。

この場合、健全な競争による良質なサービスの確保が図られるよう、サービス内容の評価方法の確立や情報を得られ易くするなどの条件整備を行っていく必要がある。

高齢者の土地、金融資産等の資産は平均的には相当高い水準となっているが、こうしたストックを老後生活にどのように活用するかが課題となる。

このためには、公的システムによるサービスに加え、個々人のニーズに即したより多様で高度なサービスが提供できるよう、資産活用型のサービス提供や個々人の多様な選択を可能とする民間サービスの普及育成などの政策支援を行うことが必要である。

また、今後、公的活動、市場経済活動のほかに、これらいずれにも属さない地域における非営利活動が大きく伸びていく可能性がある。

今日、個人の自立的な相互援助活動、ボランティア活動や生活協同組合、労働組合等の非営利団体の地域活動は、地域社会においてきめの細かいサービスを展開するために大きな役割が期待されるものであり、政策的にもこうした地域の非営利活動を第三の分野として明確に位置付け、それらが活動しやすい条件づくりを行っていくことが必要である。

また、我が国経済社会における企業の役割には極めて大きなものがあることから、企業自身が、地域社会の一員として、育児や介護に対する雇用面での配慮や、社会貢献活動、福利厚生活動などを通じ、福祉面においても、その一翼を担っていくことが期待される。

オ 社会保障の安定財源の確保

社会保障の給付や各種サービスは、国民の税金や社会保険料、受益者負担によって賄われている。

社会保障需要は、高齢化等に伴う受給者数や利用者数の増大、家族構造や就業構造の変化による介護需要や育児需要の増大、技術革新の進展によるサービスの質的向上などによって、今後大幅に増大していくことが予測される。

社会保障制度自体を効率的、安定的なものとしていくための改革努力はもちろん必要であるが、なお増大する社会保障給付費を賄うためには、今後相当程度の負担増が避けられない。

特に、今後、高齢人口比率が増大し、若年人口比率が減少することが予測されるなか、現役の勤労世代がこれら高齢・若年人口を支える比率は44%（平成2年）から67%（平成37年）へと上昇していくものと推定されており、国民の負担も相当程度増加していくものと考えられる。

こうした21世紀の少子・高齢社会を活力ある明るいものとしていくためには、適正な給付を適正な負担により実現するという基本的な考え方に立脚し、安定的な財源確保を図っていく必要がある。

そのためには、今後の社会保障の給付と負担の具体的在り方について、広範な国民的論議を展開し、コンセンサスを得ていくことが重要であり、国民合意の形成に向けて、必要な基礎的情報を積極的に示していくことが重要である。

社会保障の財源構造の在り方については、

租税負担と社会保険料負担の関係については、制度に対する貢献が給付に反映されるという点で、受益と負担の関係が最も明確である社会保険料負担中心の枠組みは、社会保障の対象が普遍化されてきていることなどを考えると、今後とも、基本的に維持する必要がある。

租税財源についても、社会保障給付費の伸びに伴い、今後その増大は不可避であるが、この場合、現行税体系を前提とすると、直接税のウエイトが高いことから税収が不安定なものとなるおそれがあるとともに、所得税負担、保険料負担の増加によって現役勤労世代、特にサラリーマン層の負担が過重なものとなるおそれがある。

こうした状況の中で社会保障の租税財源の安定的確保を図っていくためには、世代間の負担の公平やサラリーマン層の負担増の緩和など国民的公平性が確保されるような財源構造の実現を図っていく必要がある。

社会保障需要の増大に伴い、給付費は名目経済成長率を上回る伸びを示しており、受益者負担の在り方についても、税や保険料負担者と受益者のバランスの確保の視点から、低所得者への配慮を

加えつつ、社会保障給付の伸びと経済成長との間のギャップを分かちあっていくような、公平な負担ルールの確立が必要である。

3 主要施策の今後の進め方

(1) 豊かで楽しい老後の暮らし

我が国では、これまでともすれば、高齢者は全て低所得であり社会的弱者であるという見方が強く、また、そうした構図を前提として社会の様々なシステムが作られてきた。

今後的高齢者は、所得や資産の面ばかりでなく、健康や知識・経験などにおいても、多様な幅のある集団となっていくことが予測される。

今後は、こうした多様な高齢者像を視野に入れて、安易な依存型の社会ではなく、高齢者自身が元気である限りできるだけ自立した生活をおくり、様々な場面で活躍するとともに、自立が困難になったような場合には、これを社会全体で暖かく支援し、高齢者も安心してその支援を受けられるようなシステムをつくり上げていくことが必要である。

また、教育などを通じて次世代に高齢者に対する理解を深めていくことも必要である。

これは、高齢者本人にとっても、また社会全体としても、極めて重要な課題である。

もちろん引退後の生活設計の中で、経済的な基盤がしっかりとしていることは欠くことのできない要件である。

老後生活設計の支柱たる公的年金制度の長期安定とともに、より豊かな老後生活に向けて、多様な取組みを進めていくことが重要である。

ア 高齢者が多様で自由なパワーを最大限に発揮できるような環境づくり

豊かでゆとりある高齢者の増加等に伴い、高齢者の行動も地域社会における福祉活動や文化・教育活動にまで大きく広がっていくことが予測される。

こうした活動を積極的に支援するため、生涯にわたる多様な自己啓発の機会を確保するとともに、介護、保育などの福祉活動や学校教育などの場において、あるいは地域の文化活動の中で、高齢者の役割

をしっかりと位置付け、現役時代と引退後を通じた活躍の場づくりを推進することが重要である。

同時に、地域の高齢者が気軽に楽しく利用できるような社会活動や文化活動の拠点づくりを行うことも必要である。

現役時代をいかに過ごしてきたかにより、高齢者の関心や行動内容、価値観は多様化している。

老人クラブ活動についても、こうした多様な個人に魅力あるものとなるよう、更に工夫をこらしていくことが必要である。

特にサラリーマンとして現役時代を送ってきた高齢者にとっては、一般的に地域社会との結びつきは弱いものがある。

現役時代と高齢期とを通じ、地域社会との関係を回復するようなゆとりの時間や機会の増大を図るとともに、企業の福利厚生事業などにおいても、こうした高齢者が孤立感を感じないような生涯を通じた事業を展開していくことが必要である。

今後少子化等による労働力人口の減少が見込まれる中で、社会経済の活力を維持していくためには、元気で働く意欲のある高齢者については、本人の希望に応じ、少なくとも65歳まで、現役として働くことのできる社会としていくことが必要である。

現に60歳台の者の多くは高齢期の仕事に意欲を持っており、こうした高い勤労意欲を現実の雇用に結びつけていくことが必要である。

このためには、フルタイムを前提にした勤務体系や年功序列賃金といった、若年労働力人口が多かった時代に作られた雇用システムを高齢社会に対応できるように転換していくとともに、雇用保険などの面においても、高齢者雇用を促進するインセンティブとなるような仕組みに改善していくことが必要である。

また高齢期においても就業を通じて安定・充実した生活を送れるよう、現役時代からの計画的な能力開発を行うことが必要である。

イ 21世紀を展望した公的年金制度の見直し

今後も、公的年金制度が国民の生活設計の支柱としてその役割を十分果たしていくためには、制度全般にわたり見直しを行い、公正・公平な制度としていく必要がある。

その基本的視点は、第一に、人生80年時代にふさわしいものに雇用制度も年金制度も見直していくこと、第二に、将来にわたり年金受給世代と現役世代の給付と負担の均衡を図っていくことである。

このような観点から、60歳台前半については、高齢者雇用の促進を図りつつ、65歳以降の年金とは別個の年金とするとともに、在職老齢年金を改善するなど、21世紀に向けて、高齢者の就労意欲を促進するような年金制度へと改革していく必要がある。

また、今後の給付と負担の推移について、広く国民に適切な情報を提供し、給付水準の在り方や計画的な保険料の引上げなど、給付と負担のバランス確保に向けて、国民合意の形成に努力することが必要である。

さらに、公的年金制度全体を将来の産業構造や就業構造の変化にも対応できる長期的に安定したものとするとともに、制度間の給付と負担の不均衡を是正していくことが必要であり、公的年金制度の一元化を推進すべきである。

ウ 公的年金と企業年金、自助努力の組合せによる豊かな老後の生活設計

より豊かな老後の生活設計のためには、公的年金を補完するものとしての企業年金や国民年金基金、個人年金などの役割も重要である。

今後その普及育成を図っていくため、欧米諸国の例なども参考としながら、中小企業への普及や、企業間移動の場合への対応のための制度的な工夫や政策支援等を行っていくことが必要である。

高齢社会は、高齢者を中心として資産が蓄積されていく社会、すなわち「ストック社会」でもある。

諸外国においては資産担保による有償福祉サービス・年金サービス、資産売却や買換えに対する政策的配慮など様々な制度が設けられているが、我が国においても、個人の土地や金融資産を活用して豊かな老後を実現しやすい社会的な仕組みを整備していくことが必要である。

(2) 一人一人の健康を守る保健医療サービスの充実

健康はあらゆる人間活動の源泉である。

生涯を通じて健やかに過ごせるようにしていくことが、国民一人一人にとっても、また活力ある明るい社会づくりや医療資源の効率的使用という観点からも極めて重要である。

このため、若い時からの健康づくりや病気の予防をきめ細かく支援する地域の保健サービスの体制の充実・改革や保健福祉事業の効果的な展開を図るとともに、高齢化に伴う疾病構造の変化など医療需要の変化に対応した良質で効率的な医療供給体制の整備を進めることが重要である。

また、医療保険制度については、いざ病気になったときの経済面での不安を解消するという基本的な役割を果たしつつ、新しい時代のニーズに合ったものとして安定化・効率化を図っていくことが必要である。

ア 若い時からの健康づくりや病気の予防をきめ細かく支援する地域の保健サービス体制の充実・改革

地域住民に最も身近な市町村を中心として、母子保健や、健康づくり、病気の予防などを進めていくため、これら保健サービスを市町村に移譲し、市町村の保健婦等のマンパワーを強化しながら、市町村保健センターを中核として、福祉サービスとの連携が確保されるような体制への改革を図る必要がある。

また、都道府県においては、保健所を中核として、専門的・技術的な業務の実施や小規模町村などへの支援の役割を果たすことが必要である。

国民の健康づくりへの意識は高い。

定期的に自らの健康をチェックし、健康管理に気をつけるとともに、気軽に健康づくり活動ができるよう、健康診断、人間ドックなどの普及拡大や受診率の向上を図るとともに、例えば運動施設や温泉療法などもメニューの中に取り入れるなど、国民一人一人が利用しやすい保健福祉事業を展開することが必要である。

健康管理に際しては、専門家の診断や助言が不可欠である。

住民にとって身近な存在である開業医や薬局が、

地域住民一人一人のライフステージに応じて、相談に応じ、また、きめの細かいサービスを提供していくことが重要であり、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」などの普及定着を促進していくことが必要である。

寝たきりや痴呆のかなりの部分は、早期発見・早期治療により相当程度の予防が可能であり、またリハビリテーション等の適切なケアを早期に提供することによってその悪化を防止していくことができるといわれている。

寝たきり老人ゼロ作戦など、予防に向けた取り組みの裾野を広げていくとともに、人間らしい、より快適な老後を迎えることができるよう、壮年期からの継続的・総合的な健康支援策や、職場における健康づくりなどを推進していく必要がある。

健康情報・知識に関する国民の関心が急速に高まっている。

健康状態や検診結果をカードに入力し、一人一人が管理しながら、医療機関や保健所などで活用できるようにする「健康カード」の導入促進など、健康情報基盤の整備を進める必要がある。

また、国民が医療機関を正しく選択し、医療機関側も必要な情報を提供していくことができるよう、医療機関に関する国民への情報提供を更に拡大していくことが必要である。

健康増進施設や会員制健康管理サービスなど、民間の健康産業が成長しつつある。

質の良いサービスが提供できるようなガイドラインの策定など、健康産業の健全な育成を支援していく必要がある。

イ 医療需要の変化に対応した効率的な医療体制の確保

国民皆保険の達成以降、国民の医療需要が増大しつつあり、今後も高齢者を中心として更に増加することが見込まれる。

一方、こうした過程において、疾病構造も、急性疾患中心から慢性疾患中心へと大きく変化している。

病気をせずに暮らせることが最も望ましいものであることは言うまでもないが、高齢者の場合、慢性疾患を中心に何らかの形で病気と関わっていかざるを得ないのが現実である。

病気と共存し、その生活の質にも配慮したような

高齢者へのケアの在り方が確立される必要がある。

こうした高齢者を中心とした医療需要の変化に対応し、医療施設の機能の体系化、在宅医療の推進を図るとともに、高齢者の特性に即した保健・医療・福祉の総合化（包括ケアシステムの整備）を推進することが必要である。

一方、医療供給面においては、今後の医師数については高い伸びが予測され、高齢医師の引退状況やゴールドプランの進展に伴う長期入院患者の減少などの動向によっては、将来において医師が過剰となる可能性もある。

病床についても、施設、在宅サービスの拡充に伴い、過剰傾向が強まるおそれがある。

こうした状況に対応し、医療の需給バランスの適正化を図っていくことが重要であり、地域医療計画や医師需給の見直しに基づいて、医療機能の体系化や、病床、医師、看護婦等の需給バランスの確保を図っていくことが必要である。

その際には、国民の医療需要の変化や多様化に対応し、在宅ケアやかかりつけ医機能、寝たきり・痴呆対策、更にはターミナルケアなど幅広い分野における様々な取り組みを推進し、国民ニーズに即した医療供給が実現されるよう配慮することが必要である。

ウ 医療の質的向上とこれを支える医業経営の効率化、健全化

医療の質の向上のためには、医療施設設備の近代化や患者の療養環境等の改善、資質の高い人材の養成確保が不可欠である。

また、現在、国民が脅威を感じているガンの克服やエイズ、痴呆の予防、治療法の確立などに向けて、基礎的な研究開発や実践的な応用研究を促進する必要がある。

こうした医療施設設備の整備や、人材養成、基礎研究の推進などをインフラ的医療資源整備としてとらえ、保険財源の活用も含めた公的投資の拡大を図っていく必要がある。

医療は、人と人とのふれあいの中で全人的なサービスとして提供されるものであり、これにふさわしい資質を備えるとともに、医学・医療の高度化・専門化等に対応し得る人材を養成していくことが必要である。

このため、大学医学部や附属病院等における教育

機能の充実，教育課程の改善，卒後臨床研修や生涯学習の充実などにより，国民が安心してその生命を託すことができるよう，医師，歯科医師，看護婦等医療スタッフの質の向上に努める必要がある。

医療内容について十分に説明を聞いた上で治療を受けたいと考える者が多くなっている。

こうした患者の自己決定の意識を尊重することが，医師と患者の信頼関係を強め，ひいては医療の質の向上にもつながるものであると考える。

また，病院機能を第三者機関が客観的に評価し，これを医療の質の向上につなげていくようなシステムの確立が求められる。

良質な医療を安定的に供給していくためには，健全かつ効率的な医業経営が確保されることが必要である。

このため，医業経営の多角化や入院日数適正化などの医療の効率化を進めるとともに，医療機関運営のための資金調達の在り方や経営主体の在り方について検討する必要がある。

良質な医療を支える重要な要素として，医薬品や医療機器の研究開発も大切である。

ことに慢性疾患が増えていく中で患者の生活の質を確保していくことが重要であり，こうした見地からの研究開発の促進が必要である。

エ 病気になった時の経済面の不安を解消する医療保険制度の安定化・効率化

付添いの経済的負担は，患者本人やその家族にとって，入院に伴う最大の経済的不安であり，その解消は現下の緊急の課題である。

今後とも時代のニーズに見合った医療保険の給付の重点化を進め，病気になった時の経済面の不安の解消という医療保険制度の本来の役割が十分に果たされていくことが必要である。

一方，患者ニーズの多様化・高度化に対応して，医療サービスの質の向上や，療養環境などの面での患者選択の機会の拡大などが求められている。

こうした課題に的確に対応し，公平で効率的な医療資源の配分を確保していくためには，不合理な保険外負担の解消を図りながら，サービスの種類や内容に応じ，財源（保険料，税，患者負担）の適切な組み合わせを実現していくことが重要である。

また，医療需要の変化や医療技術の進歩などに対

応して，在院日数の適正化，在宅医療の推進など医療資源の配分の効率化，多様化を促進するとともに，医療の高度化や質の確保にも対応し得る診療報酬体系の確立が必要である。

今後とも，国民誰もがいずれかの保険制度に加入し，安心して医療を受けられるようにしていくためには，こうした体制の基盤的役割を果たす国民健康保険の適正な運営と長期的安定を確保するとともに，制度間・保険者間の給付と負担の公平を図り，国民に信頼される医療保険制度を確立していくことが必要である。

年金制度同様，医療保険制度もまた，若い世代の負担が高齢者の医療を支える，いわば世代間の所得再分配の機能を持っている。

今後高齢者を中心として医療費の増大が見込まれる中で制度の安定的運営を確保していくためには，世代間の負担の公平性確保の視点も重要である。

患者の多様なニーズやアメニティに対応するものとして，公的医療保険の役割を補完するものとしての秩序ある民間保険の育成普及を図っていく必要がある。

(3) いつでもどこでも受けられる介護サービス

老後生活に関する国民の不安の多くは，経済面よりもむしろ寝たきりや痴呆となった時の介護の問題にある。

寝たきりや痴呆といった状況は，程度の差こそあれ，誰にでも起こり得るものであり，こうした状況を社会の必然としてとらえ，そこに不安のない社会を築いていくことが，安心できる福祉社会づくりの大きなポイントである。

現在，介護サービスについては，そもそもサービス量が十分でないこと，提供機関や利用手続きについての情報を得にくいこと，保健・医療・福祉にまたがるサービスの中から個人のニーズに最もふさわしいサービスを選択することは容易でなく，また，サービス内容が画一的であること，ニーズに対応する多様な民間サービスの健全な発達が必ずしも十分ではないこと，などの問題がある。

このため，現在のゴールドプランについて，その後の状況の進展も踏まえた見直しを行うとともに，これを基盤として，国民誰もが現実に必要なサービ

スを身近に手に入れることのできるシステムの構築に向けて、関連諸分野も含め、総合的な介護政策を展開する必要がある。

ア 新ゴールドプランの策定

高齢者保健福祉推進10カ年戦略（いわゆる「ゴールドプラン」）については、策定時、自治体をはじめ関係方面に大きな反響をもたらし、国、都道府県、市町村そして保健福祉関係者が一体となって施策の企画推進に当たる重要な契機となった。

現行ゴールドプラン（10年計画）については、ほぼその折り返しの時期にさしかかっているが、地域のニーズに応じた自治体の老人保健福祉計画もほぼ出揃いつつあること、ゴールドプラン策定後、訪問看護や福祉用具の普及拡充など新たな事業が展開されつつあることから、早急にその見直しを行う必要がある。

見直しに当たっては、今後の高齢者の介護ニーズの増大・多様化に応じていくため、施設サービスと在宅サービスを通じて目標水準の思い切った引上げを行うとともに、

保健・医療・福祉を通じた利用者本位のサービスの提供

高齢者の残存能力を活かしつつ、可能な限り在宅で自立した生活が送れるよう高齢者を支援していくサービスの提供

高齢者の生活の継続性や快適性を尊重していくための施設の療養環境の整備

高齢者の自立した生活の基盤となる住宅対策、まちづくりの推進

等の視点に立った総合プランとしての新しいゴールドプランを策定し、その積極的な推進を図ることを通じて介護の安心基盤の緊急整備を図っていく必要がある。

イ 21世紀に向けた介護システムの構築

介護を要する高齢者が増大する21世紀に向けて、上記新ゴールドプランによるサービス提供基盤の緊急整備を進めつつ、「国民誰もが、身近に、必要な介護サービスがスムーズに手に入れられるシステム」を構築していく必要がある。

その際、介護問題は、福祉のみならず、医療、年金など社会保障の各分野にまたがる問題であること

から、介護に着目した社会保障全般にわたる再点検を行い、施設でも在宅でも高齢者の状態やニーズに応じて必要なサービスが等しく受けられるような介護システムを構築していくことが必要である。

その際、基本的視点として、以下のような点が重要であると考えられる。

医療・福祉などを通じ、高齢者の介護に必要なサービスを総合的に提供できるシステム

高齢者本人の意思に基づき、専門家の助言を得ながら、本人の自立のために最適なサービスが選べるような利用型のシステム

多様なサービス提供機関の健全な競争により、質の高いサービスが提供されるようなシステム

増大する高齢者の介護費用を国民全体の公平な負担により賄うシステム

施設・在宅を通じて費用負担の公平化が図られるようなシステム

こうしたシステムを構築していくに際しては、高齢者とともに障害者に対する介護の在り方についても検討し、障害者の自立と社会参加に役立つような方向でシステムの展開を図っていくことが必要である。

なお、関連して、例えば、義理の父母の介護を行った者などについても相談上一定の評価がなされるような検討も、今後必要であろう。

ウ 介護を支える多様な人づくり

今後若年労働力人口の減少が見込まれる中で、介護に携わる熱意と能力のあるマンパワーの確保を図っていくことは、介護システムの構築と並び、介護の安心基盤づくりのための最も重要な要素である。

その中でも中核となる福祉施設職員やホームヘルパー・看護婦などの専門職員については、今後とも必要に応じ勤務条件の改善を進めるとともに、研修の充実、人材の積極的登用、施設間の人事交流など、意欲と能力が評価されるような魅力ある職場づくりの工夫をこらすことが必要である。

また、社会福祉士や介護福祉士の積極的養成に努め、これらの者が福祉施設や在宅サービスにおいて中核的存在となっていくような環境づくりを推進する必要がある。

更に、子育てを終えた女性や企業で事務経験を積んだ者など、希望者に対し、研修や再訓練、職業幹

旋を行い、潜在的なマンパワーの積極的な発掘に努めるとともに、人生経験の豊かな高齢者が、地域社会において、一定の役割を果たすような環境づくりを推進すべきである。

以上のような専門職員の確保とともに、柔軟できめの細かいサービスが展開される奥行き深い福祉社会づくりを推進していくためには、それぞれの役割を明確にしつつ、ボランティアなど地域住民の積極的な参加を促進していくことも重要である。

このためには、専門的知識・技術の集積である福祉施設などを拠点として、ボランティア、非営利団体、企業、地域住民などとの交流を促進するとともに、様々な地域活動を結び付ける情報ネットワークの整備、ノウハウの提供や技術研修などの基盤整備を進める必要がある。

また、学校教育のプロセスにおけるボランティア体験など、できるだけ若い世代のうちからの社会参加体験を推進するとともに、入学試験や入社試験におけるボランティア歴の評価など、社会全体としてこうした活動を評価するシステムづくりを進めていくことが必要である。

更に、厚生年金基金・健康保険組合などの福祉事業活動や、生活協同組合、労働組合や農業協同組合などの福祉活動の多様化・活性化、企業の組織的な社会貢献活動への取組みに向けて、環境を整備していくことも重要である。

エ 仕事と介護が両立し得るような雇用システム

公的介護システムの充実とともに、家族に囲まれた温かい介護環境をつくっていくためには、これを支援する雇用システムをつくり上げていくことも欠くことのできない重要な課題である。

現在、介護休業については、8割強の会社で制度がなく、また、中小企業ではその普及が遅れているのが現状であり、早急にその法制化問題の検討を進めるとともに、介護のための勤務時間の短縮等を行う企業に対する支援など、仕事と介護の両立支援策を推進していく必要がある。

(4) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり、社会的支援体制の整備

本来子育ては、家庭の持つ重要な機能の一つであ

る。

それと同時に、社会全体のあり様としても、高齢世代・現役世代、年少世代のバランスが保たれた社会が健全な姿であり、更に経済や社会保障の維持発展のためには、子どもを生み育てることは健全な次世代の形成に向けての社会全体の投資として捉えることもできる。

子どもを生むか生まないかは本人の選択に委ねられるべき事柄であるが、出産や育児についての個人の選択を尊重しつつ、子どもを持ちたい人が安心して子どもを生み育てられるよう、21世紀の人口減少型社会に向けて、子ども自身が健全に成長していくような環境づくりと、子育てを家庭だけでなく、地域全体、社会全体で支えていくようなシステムをつくり上げていくことが重要である。

また、今後子育てを社会的に支援していくための総合的な計画（エンゼルプラン）を策定することも必要である。

ア 子どもが豊かな人間性を育めるような環境づくり

少子化は、子どもが大切にされる反面、親の過干渉や集団で過ごす機会の減少などにより、子どもの自主性の発揮が阻害される、子どもに社会性が育ちにくいなどといった影響が指摘されている。

子どもの人格形成にとって一番大切な家庭生活や学校生活などにおいて、日常子どもと触れ合う大人が、子どもの自立心や自主性を育むような意識を持って子どもと接することが重要である。

また、三世帯同居世帯が減少し、兄弟姉妹も少なくなった現状においては、子どもが、高齢者や小さな子どもと触れ合う機会も減少してきている。

子ども同士や高齢者との触れ合い、ボランティア体験など、子どもが豊かな人間性を育めるような家庭や社会の環境づくりを進めていくことが重要である。

その一環として、子どもが日常生活を過ごす住環境、遊びの拠点となる公園や児童館、児童遊園などの周辺生活環境、身近なところで芸術や科学技術などと触れ合うことのできる文化・教育環境、子どもの体験的な活動を豊かにする活動環境、キャンプ場や森林公園などの自然環境といった、子どもインフラの整備を推進していくことも必要である。

子どもは多様な能力と無限の可能性を秘めている。子どものやわらかな個性を画一的・硬直的な枠にはめ込むのではなく、子どもの持つ能力をいかにして最大限に生かしていくかという積極的な視点に立って、学校教育、社会教育を通じて偏差値偏重ではない創造的でゆとりある教育を目指し、一層の教育改革を推進していく必要がある。

なお、結婚観や家族観の多様化等に伴い、家族形態の多様化が進行しているが、こうした中で子どもの健全育成が図られるような支援を行っていくことが重要である。このためには、母子・父子世帯に対する相談や、ホームヘルプサービス、幼児期や学齢期を通じた子育て支援などの充実を図っていく必要がある。

イ 少子化に対応した子育て支援対策の推進

雇用されている女性の出生率は、専業主婦の出生率をかなり下回っている。

少子化に対応した子育て支援対策のポイントの1つは、仕事と育児の両面を支えるような社会的なシステムをつくり上げていくことにある。

このため、女性の社会参画の拡大に対応し、子どもの健やかな成長を確保するとの基本的視点に立って、勤務時間の前後までカバーする保育システムや勤務経路途上でできるだけ自宅に近接した保育システムなど、保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化、放課後児童対策を推進していくことが必要である。

また同時に、子育て中の男女を雇用することは必然的に養育ニーズを顕在化させるものであることから、育児を1つの社会的なコストとして雇用システムの中にも組み入れるという考え方にに基づき、妊娠中や出産後の健康管理、育児休業期間中の給付、育児休業後の円滑な職場復帰のための援助、フレックスタイム制や在宅勤務の導入、労働時間の短縮、企業内保育施設の充実など、仕事と育児が両立し得る雇用環境づくりを推進していく必要がある。

かつては、子育ての知識や知恵は、大家族の中で教え、伝えられてきたが、今では核家族の中でそれもかなわず、育児に孤立感や不安感を招くこととなっている。

専門機関である保育所や幼稚園などを拠点とした

子育ての知恵が伝承されるような地域ネットワークや、保育サービスに関する情報を迅速に手に入れることができるような情報ネットワークづくり、更には社会教育施設等における子育てに関する学習機会の提供などを行っていくことも必要である。

特に、子育て中の者にとって、文化や社会的活動などから隔絶されることは、育児の負担感を重くする要因となりかねない。

劇場やホール、美術館、デパートなどの公共的施設について、安心して子どもを預けられるような施設の併設を促進し、子育て中の親が社会的・文化的行動が狭められないでもすむようにしていく必要がある。

子育てのコストについては、塾通いの費用など家庭の選択に係る経費がある一方、子育てのための必需的な経費もある。

これらはいずれも一義的には家計の負担に属しているものであるが、ことに後者については、子どもを生み育てることが健全な次世代の形成に向けての一種の社会的投資として捉えることもできるものであり、その成果は、子どものある人もない人も全ての人を受け取れるものであることから、社会全体としてどのような支援を行っていくことが適当か、国民的合意を得ながら、総合的な対策の在り方を検討していくことが必要であろう。

(5) 高齢者、障害者、子どもたちがともに安心して暮らすことができるゆとりとふれ合いの住宅・まちづくり

安定的な居住環境が確保できるかどうかは、生活設計を立てる上での重要なポイントである。

とりわけ、高齢者、障害者にとって、また、子どもを持つ家庭にとっては、それぞれの生活にふさわしい住宅を確保することが、在宅での自立した生活やゆとりのある暖かい家庭生活を営んでいく上で不可欠である。

更に、まちづくりの面においても、高齢者や障害者、子どもたちがともに安心して暮らすことのできる環境整備を行うとともに、それぞれの交流のうちに生活や文化が伝承されていくようなソフト面での配慮も大切である。

ア 高齢者や障害者、子どもを持つ世帯のための住宅の確保

高齢者や障害者が、できる限り住み慣れた地域社会で安心して生活できるよう、ケアを円滑に行えるような住宅ストックや、移動のしやすさ、安全性の確保のための必要な構造を備え、必要に応じ、手すりや緊急通報システムなどの設備を備えることのできる住宅ストックを増大することが重要である。

このため、公共住宅について、高齢者、障害者に対応したストックの増大を進めるとともに、民間住宅についても、高齢者、障害者に対応した構造設備を備えた住宅の取得や改造を促進するため、融資等による支援を推進することが必要である。

同様に、家族が容易に高齢者の生活を支援できるよう、三世同居や近居を可能にするような住宅ストックの形成に向けた施策を展開することが重要である。

また、緊急時対応や生活支援サービスと一体化され、構造面でも配慮された住宅は、一人暮らしや介護を必要とする高齢者、障害者が地域で自立して生活できる可能性を拡大するものであることから、こうした機能を備えたケアハウスやシルバーハウジング、シニア住宅などの整備を積極的に進める必要がある。

これに関連して、住宅や施設における高齢者や障害者の自立を促進するための福祉用具、住宅設備等の研究開発や普及を促進する必要がある。

少子化の要因の一つとして、不十分な居住環境が指摘されるなど、住宅が出産・育児のためのネックの一つとなっていると考えられる。

このため、公共賃貸住宅の的確な供給や優良な民間賃貸住宅の建設に対する支援を推進するとともに、持ち家についても、融資等を通じて子どものいる世帯ができるだけ広い住宅に居住できるようにするな

ど、ライフサイクルに応じた住宅の確保が容易にできるようなシステムづくりが必要である。

イ 高齢者、障害者、子どもたちが安心して書らすことのできるまちづくり

以上のような住宅の確保と併せ、生活の基盤となる地域全体が、高齢者や障害者、子どもたちにとって、安全にかつ安心して暮らせ、社会参加ができるような条件を備えたものでなければならない。

このため、幅の広い歩道の整備・歩道の段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、電線類の地中化、公共施設へのエレベーターやエスカレーターへの設置、リフト付きのバスなど交通手段の確保、安全な遊び場や公園の整備などの物理的な環境整備を進めることが必要である。

それとともに、公共サービスにおける点字、録音物による広報、窓口での手話通訳、通行の妨げとなる放置自転車の防止などソフト面にも配慮し、また、障害者の自立に向けた職場復帰、社会復帰のための施策も展開しながら、まち全体が高齢者や障害者、子どもたちの生活に配慮したような生活環境の整備を促進していく必要がある。

「まち」の重要な要素の1つは、人と人との触れ合い、交流である。

とかく世代と世代の間に断絶がみられ、人間関係が疎遠になっていく状況であるが、高齢者、障害者、子どもなどを含め、地域に住む人々の精神的な絆を強めるような交流の促進、世代間の文化や生活の知恵・知識の伝承が図られるような「現代の井戸端会議」を意識的に現出していくことが大切である。

その一環として、学校や福祉施設、社会教育施設における地域住民との交流や、学校と福祉施設、保育所と老人ホームの合築・併設、隣設や交流を進めていくことも有益であると考えられる。

4 社会保障の負担の在り方

(1) 社会保障給付と負担の将来規模

21世紀の高齢化のピークを展望しつつ、今後の社会保障の給付との見合いで負担規模をどの程度までとすることが適当か、経済成長や政策的選択要素を含め、いくつかの選択肢が考えられる。

今後の社会保障給付と負担の具体的な在り方を決定するに当たっては、国民的論議と国民的選択が行われることが必要である。

この場合、活力ある高齢社会の実現を図るためには、自立と連帯精神を基礎として国民の誰もが応分の負担をしていくことが必要であり、適正な給付を

適正な負担によって実現するという基本的考えに立って努力していくことが重要である。

(2) 社会保障の財源構造の在り方

高齢化等に伴う社会保障需要拡大に伴い給付費は名目経済成長率を上回る伸びを示しており、社会保障給付費の伸びと経済成長の間のギャップを、税、保険料負担者と受益者との間で分かち合いつつカバーしていくという基本ルールの確立が必要である。

なお、社会保障は国民の基礎的ニーズに対応することを旨とするものであることから、基礎的なニーズ以外の国民の多様・高度なニーズの充足のためのサービスの費用については、各人の負担により賄われるべきである。

租税負担と社会保険料負担の関係については、既に述べたとおり、社会保険料負担中心の枠組みは基本的に維持する必要がある。

社会保障の租税財源について、安定的な財源確保を図るという観点から、また、サラリーマン層の過重な負担を国民全体で分かち合うことにより緩和するという観点から、国民的公平性が確保できるような財源構造の実現を図っていく必要がある。

なお、こうした税負担の在り方に関連して、福祉財源として目的税を導入することについては、財政制度全体との関わりでどう考えるかという問題のほか、福祉財源の確保という観点からみて、一定の財

源が確実に確保されるというメリットがある反面、社会保障給付費は、今後急速な伸びが見込まれることから、社会保障給付費の伸びに対応した税負担の増加を図っていく必要があること、

税収が落ち込んだり、社会保障給付費が税収を上回る伸びとなった場合には、社会保障の給付やサービスが制約されるおそれがあること、などの問題があり、慎重な対応が必要である。

なお、今後社会保障に必要な租税負担については、一般税収の伸びを上回って伸びていくことが見込まれることから、その安定的確保を図る見地から、間接税の増収措置が講じられる場合には、その一定程度を社会保障の経費に充当するといった考え方についても検討に値するものと考えられる。

その際、間接税収を社会保障のどの部分に充てるかということについては、財源の規模や性格、国民的合意が得られやすいかどうか等の点に留意して考える必要があるが、当面の方向としては、緊急の課題である介護対策の充実等に充てていくことが適切であろう。

いずれにせよ、今後の少子化・高齢化の進行や経済社会の変動に対応した社会保障の安定的な維持発展を図っていくためには、社会保障財政について中長期的な見通しを樹立し、一定期間ごとに見直すことにより給付や負担ルールの改定を行っていくような仕組みを検討することが必要である。

5 社会保障施策を実施していくに当たっての留意点

(1) 国民の自立と自己決定、主体的参加の促進

今後の福祉社会の基本的在り方としては、国民の自立の精神を基盤とし、様々な局面において自らの決定により自己の価値の実現を図っていくような土壌づくりと、これを支える社会的な基盤の整備が必要である。

また、同時に、福祉を真に国民自らのものとしていくため、国民自らが主体的に福祉活動に参加し、関わっていくという方向に向けての意識改革が必要であり、政策的にこれを促進するような条件づくりや、社会の側でもこれを評価するようなシステムづ

くりを行っていく必要がある。

今後こうした方向に向けて、全国民的な運動の展開なども考えていく必要がある。

(2) 総合相談体制の確保等国民に身近で利用しやすい社会保障サービスの推進

社会保障のサービスのメニューやこれに関わる相談窓口は多岐に及んでいるが、サービスの存在や利用方法が分からないために、サービスを利用していないものも多い。

社会保障のサービスを真に国民に身近で利用しやすいものにしていくためには、誰でもそこへ行けば

子どもや高齢者などへの福祉の情報がたやすく得られるといった総合的相談窓口、コーディネーターの確立や、情報のネットワーク体制の整備を図り、サービスへのアクセスを改善していくことが必要である。

また同時に、様々なサービスを利用する者の立場に立って、できるだけわかり易い用語を使うといった配慮が大切である。

(3) 社会保障分野における国際貢献の推進

今日我が国は、保健医療・福祉などの社会保障の分野において高度な技術やノウハウを有しており、人材の養成・研修や専門スタッフの派遣、施設・設備や機器の援助などを通じ、これらの面で支援を必要としているアジアなど他の国々と協力していくことが、国際社会の一員としての責務を果たすことであり、国際貢献にも叶うものと考えられる。

また、欧米諸国等の高齢化先進国においては、年金、医療、介護政策など、共通の課題を抱える国も少なくない。

これら同種の状況にある各国との共同プロジェクトを展開していくことも、今後の我が国及び世界各

国における社会保障の発展のために有益である。

更に、国際間の人的交流が盛んになるに伴い、年金制度の適用と給付の在り方等調和のとれた社会保障制度の確立が課題となっており、国際年金通算協定の締結促進など、国際化時代にふさわしい社会保障制度としていくことが必要である。

(4) 適度な経済成長と物価安定、雇用安定への努力

社会保障は、毎年の経済成長の成果を社会的に配分していく仕組みであり、こうした機能を安定的に持続させていくためには、適度な経済成長を実現するための経済政策の推進が重要である。

また、高齢社会は一面ストック社会でもあることから、資産収入による安定的な生活が確保されるためには、物価安定のための政策努力が極めて重要である。

雇用と社会保障は、国民生活安定のための二本柱である。これらが相互にその役割を果たしながら生活の安定基盤を形づくっていくことが重要であり、雇用の安定に向けて努力を傾注していくことが必要である。

おわりに

国民福祉、特に社会保障制度の在り方は、国民一人一人の生活設計に深く関連するとともに、将来の世代の生活にも大きな影響を及ぼすものである。

したがって、社会保障制度改革に当たっては、長期的視野に立って広く国民に選択肢を示し、その広範な論議と合意を得ていくことが重要である。

国民の間にも参加と選択を求める意識が高まっている。

政府としては、国民に対し判断のよすがとなる社

会保障の現状や将来の見通しに関する適切な情報を提供するよう努めるとともに、国民的論議と合意形成を基盤とするプロセス重視の社会保障制度改革を行っていくことが必要である。

同時に、スムーズな制度改革を進めていくためには、政府に対する国民の信頼感が確保されることが不可欠であり、そのためには、行財政機能の一層の効率化等に向けて、絶えざる努力を行っていくことが重要である。

高齡社会福祉ビジョン懇談会委員名簿

(敬称略)

(座長)	宮崎 勇	大和総研代表取締役理事長
(座長代理)	鳥居 泰彦	慶應義塾長
	浅利 慶太	演出家・劇団「四季」代表
	金平 輝子	東京都副知事
	京極 高宣	日本社会事業大学教授
	小宮山洋子	日本放送協会解説委員
	坂上 正道	北里大学客員教授(日本医師会副会長)
	袖井 孝子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	高野 悦子	岩波ホール総支配人
	高村 勤	日本生活協同組合連合会名誉会長
	田村 憲一	日本労働組合総連合会副会長
	鶴田 卓彦	日本経済新聞社社長
	丸尾 直美	慶應義塾大学総合政策学部教授
	宮島 洋	東京大学経済学部教授
	森 英恵	デザイナー
	渡里杉一郎	日本経営者団体連盟副会長